

# 総務 産業建設

## 議案第90号

松前町議会議員及び松前町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例

**要旨** 公職選挙法の一部が改正されたことに伴い、松前町議会議員及び松前町長の選挙における選挙運動の公費負担の対象を拡大するため、新たに制定するもの。

**問** 町議会議員選挙と町長選挙の対象人数は同じであるにもかかわらず、選挙運動用ビラの作成限度枚数に大きな差が出るのはなぜか。

**答** 公職選挙法施行令で枚数が示されており、町が枚数を定めたものではない。

公選はがきとして使用できる枚数は、町議会議員選挙が800枚、町長選挙が2500枚。はがきの



総務産業建設常任委員会

枚数の倍が、今回の選挙運動用ビラ1600枚と、5000枚になっている。

**問** 公職選挙法施行令による選挙運動用ポスター作製にかかる公費負担の枚数上限は、ポスター1掲示場に2を乗じて得た数である。

しかし、松前町の上限は、ポスター1掲示場相当数となっている。何が違うのか。

**答** 松前町議会議員及び松前町長選挙の選挙運動期間は、いずれも5日間である。国政選挙の12日間に比べ期間が

短いことで、ポスターが劣化する確率が低く、貼り替え等の必要が低い。そのため掲示場数とした。

(全員一致で可決)

**議案第92号**  
松前町国民健康保険条例の一部を改正する条例

**要旨** 地方税法施行令の一部を改正する政令の施行に伴い、国民健康保険の減額に係る所得の基準について所要の改正を行うもの。

(全員一致で可決)

**議案第97号**  
松前中学校解体工事(二期工事)請負契約の締結について

**要旨** 議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるもの。

**問** 予算で議決した時の金額と、予定価格に差額が発生しているが。

**答** 予算額はあくまで予算の積算である。設計した時期と入札する時期が異なっているため、入札時期にもう一度中身を精査したことで、約50万円の差額が出た。業者に委託して設計し、中身のチェックは職員が行った。

**問** プロの業者が設計したものを、町で精査することができると職員がいうのか。

**答** 建築の資格を持ち、経験を積んだ職員がいる。中身についてある程度精査でき、軽微な設計に関しては職員が行っている。重要な部分に変更していない。設計時期と入札時期が異なるため単価の見直し等を行ったところ差が出た。

(全員一致で可決)

**要旨** 議案第98号(101号)については、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるもの。

## 議案第98号

動産の買入れについて(空気清浄機)

**問** 入札の条件に保証期間は設定されているのにか。

**答** 条件には入っていない。メーカーの保証期間は1年である。

## 意見

新品を購入して1年で壊れることはないと思うが、保証期間を経過して稼働しなくなった場合、買い替え又は修理になる。入札時に保証期間の条件を設定するなど、もう少し慎重さが必要ではないのか。今後、物品購入をする場合は考えていただきたい。

**問** 74台の設置は職員が行うのか。それとも業者が設置場所やコンセントの位置を確認し、段ボール等の処分まで行ってくれるのか。

**答** それぞれの場所に納品されたかは確認するが、設置場所は各施設が決める。職員が設置するようにする。

## 意見

大きな事業である。業者に設置までお願いし、職員の職務に支障のないようにしていただきたい。

(全員一致で可決)



空気清浄機20畳用



空気清浄機30畳用

